

# 平成23年6月23日からの大雨等による農林水産被害について

平成23年6月30日  
農林水産部

## 1 降雨等の状況（6月23日～24日）

- 6月23日から24日にかけて、梅雨前線の北上に伴い全県各地で大雨となり、特に県中央部以南で降水量が多かった。
- 地域別では、由利・仙北地域の降水量が多く、2日間の積算雨量が200mmを超えた地点が4地点確認された。
- 今回の大雨の特徴は、1時間に10mm以上の強い雨が長時間継続したことであり、これにより河川の氾濫等が生じた。
- 湯沢の観測所において、24日午前7時に、最大瞬間風速18m/sの強風を観測した。

図1 各地域の降水量（アメダスデータ6月23日から24日）

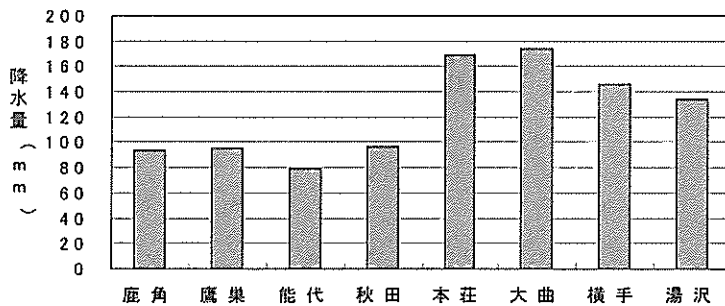


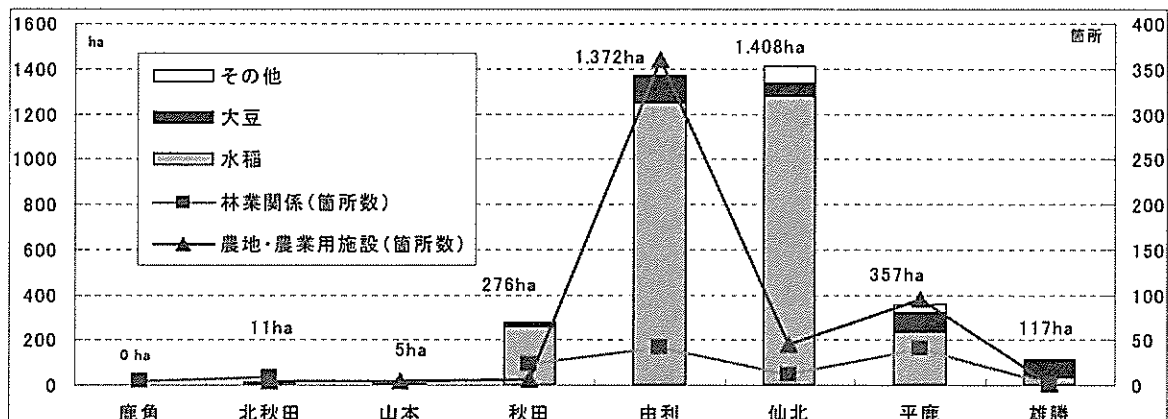
表1 降水量の多かった観測所上位5地点（アメダスデータ6月23日から24日）

アメダスポイント	積算降水量 (mm)	参考：1時間最大雨量 (mm)	観測時間
矢島（由利）	269.5	33.5	24日午前3時
湯の岱（雄勝）	243.0	17.5	24日午前9時
角館（仙北）	217.0	26.5	24日午前7時
田沢湖（仙北）	206.5	33.0	24日午前6時
大正寺（秋田）	199.0	28.0	24日午前7時

## 2 地域別の被害状況

- 6月29日現在、全県で3,546haのほ場で浸冠水が確認されている。
- 地域別では、子吉川・雄物川水系の増水に伴い、特に由利地域と仙北地域の浸冠水面積が大きい。
- 農地・農業用施設、林業関係の被害箇所数は、由利・平鹿地域が多い。

図2 農作物の浸冠水面積及び農地・農業用施設、林業関係の被害箇所数（6月29日12時現在）



3 農林水産被害額

計

828,545 千円

(6月29日 12時現在 判明分)

内訳

①農作物等被害	188,714 千円
②パイプハウス・機械等	24,551 千円
③農地被害	106,000 千円
④農業用施設被害	159,500 千円
⑤農村生活環境施設被害	91,500 千円
⑥林業関係被害	258,280 千円

4 被害の内訳

(6月29日 12時現在 判明分)

被害種別			被害面積等	被害額 (千円)	備考
農作物等被害	水	稲	3,071.9 ha	170,737	
	大	豆	367.0 ha	13,831	
	野	菜類	43.3 ha	1,745	
	花	卉	1.0 ha	2,401	
	牧	草	48.4 ha		
	そ	の他	14.2 ha		
計			3,545.8 ha	188,714	
パイプハウス等	パイプハウス		98 棟	16,866	
	作業小屋等		2 棟	5,700	
計			100 箇所	22,566	
農業用機械	乾	燥機	1 台	360	
	粉	摺機	1 台	150	
	運	搬車	1 台	425	
	ト	ラクター	1 台	1,050	
計			4 台	1,985	
農地被害	田		294 箇所	102,400	
	畑		12 箇所	3,600	
計			306 箇所	106,000	
農業用施設被害	頭	首工	2 箇所	7,600	
	水	路	127 箇所	109,150	
	道	路	56 箇所	31,550	
	た	め池	11 箇所	6,000	
	揚	水機	6 箇所	4,200	
橋	梁	2 箇所	1,000		
計			204 箇所	159,500	
農村生活環境施設	農業集落排水施設		6 箇所	91,500	
計			6 箇所	91,500	
水産業被害	養殖場		2 箇所		
計			2 箇所		
林業関係被害	林	道	119 箇所	134,980	74路線
	林	地被害	13 箇所	123,300	
計			132 箇所	258,280	
合計				828,545	

※被害について調査中であり、被害額は判明分のみ記載した。

## 5 今後の対応

### (1) 農作物の栽培技術対策

以下の事項について関係機関・団体へ通知しており、引き続き、生育の回復を図り、被害の拡大を防止するための技術指導を行っていく。

- ・ 水稲：冠水により病気が発生しやすくなることから、ほ場の診断や予防防除を行うこと。
- ・ 大豆：浸冠水したほ場では、明渠や排水路を点検し速やかに排水すること。ほ場の乾き具合をみながら、窒素追肥や中耕・培土を行い、生育の回復を図ること。
- ・ 野菜・花き：排水対策の徹底や生育状況に応じた追肥、病害防除を徹底すること。

### (2) 農地・農業用施設、林業関係被害の復旧対策

災害発生後速やかに、以下の応急措置等を指導したところであり、今後は、市町村等に対し、被害状況に応じて災害復旧事業の活用などについて指導・支援していく。

- ・ 農地について、仮畦畔の築立等の応急措置を図ること。
- ・ 農業用施設について、道水路等の決壊箇所には土のうや杭等を施工し、被害拡大を防ぎ、また、法面への雨水浸透防止として、ブルーシート被覆を行うこと。
- ・ ため池は、貯水制限等を指示し、被害の拡大防止に努めること。
- ・ 林業関係について、林道の通行止め措置や、周囲に警戒看板等の設置をすること。
- ・ 特に人家裏等の山腹崩壊について、降雨等による二次災害を防止するため、雨水の進入防止シートの設置や、危険箇所の周囲にロープを張るなどの対策をすること。

### (3) 経営対策

現在、各農業共済組合が被害状況を確認中であり、水稲と大豆共済の支払いについては、最終的に収穫期の損害評価を経て判定される。

今後は、共済組合等と連携し、地域の被害状況を把握するとともに、農林漁業セーフティネット資金等の災害復旧や経営維持の資金の活用など、営農指導を行っていく。